

東京ビル政連

全力で業界要望の実現をめざす！



東京ビルメンテナンス政治連盟
理事長 佐藤 博

東京ビルメンテ
ナンス政治連盟
発行責任者 佐々木浩二
〒116-0013
東京都荒川区西日暮里
5-12-5
ビルメンテナンス会館
TEL 03-3805-2950
FAX 03-3805-7550

第七回評議員会終了後の臨時理事会において、新理事の皆様のご推挙をいただき、理事長に就任いたしました。これまで五期十年間、理事、幹事長、副理事長を務めてまいりましたが、今回理事長に就任し、その責任の重さに身の引き締まる思いでございます。当政治連盟は、業界要望の実現を最大の目的として、東京協会と手を携え、ビルメン業界が抱える諸課題の解決に向け、都議会各派、各政党都連に対する要望活動を粘り強く続けてまいりました。委託契約につきましても、低価格入札の弊害の是正や障害

者雇用等の諸課題解決に向けた要望も含め、様々な問題に取り組みでまいりましたが、このたびの品確法改正の追い風もあり、要望内容は着実に実現してきています。特に、国の制度改善のための要望では、全国政治連盟と連携し、国会議員に働きかけてきましたが、六月に厚生労働省から、『ビルメンテナン

ス業務発注のガイドライン』が発表されたことが、全国の自治体に大きな影響を与えています。東京都の入札・契約制度においても、今年度から、総合評価制度や複数年契約の拡充

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

実施する者が適正な利潤を確保できるよう、市場の実態等を的確に反映して積算

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

期待できる場合には、総合評価落札方式を選択。業務完了後の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

都議会自民党議連・都財務局と意見交換会を開催！

東京ビル政連は6月18日、都議会自由民主党ビルメンテナンス議員連盟の取り計らいにより、同議員連盟・都財務局との意見交換会を開催した。議員連盟からは高島なおき都議会議長、宇田川聡史議員、川合しげお議員、高橋かずみ委員の4名が出席、東京都財務局からは松永契約調整担当部長、中野契約第二課長、小出契約調整担当課長、織田契約調整技術担当課長、三浦総務課長の5名が出席した。政連からは佐々木理事長、横田理事、佐藤副理事長、鈴木幹事長、一戸相談役、鷲見事務局長が出席し、約1時間、次のような意見交換を行った。(都の基本的考え方などは4面に掲載)

東京ビルメンテナンス政治連盟

理事長 佐藤 博

1 改正品確法に基づく適正な維持管理

・積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しないよう、最新の労務単価等を適切に反映する。
・法令に違反して社会保険等に加入
・ダンピング防止のため、請負契約に該当するものは、適切に低入札価格調査基準または最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。
ガイドラインの発表は、「安からう悪からう」の入札制度を品質重視に転換させる大きな契機となるであろう。

2 協会加入企業の加算評価

政連 現在、東京でビルメン業を営んでいるのは2500社と推定される。東京協会の加入企業は500社強なので全体の20%程度であるが、売り上げの大半を占めている。また、障がい者自立支援や、安全衛生についても高い水準を維持している。東京協会に対する評価を高めてほしい。
政連 啓蒙運動も行い会員や業界全体に影響を与えており、行政指導等も行いやすい。この観点からも協会に対して加点要素を加えてもよいのではないかと考える。

3 履行評価

政連 履行評価のチェックについては、素人が行うべきではないと考える。もし必要であれば協会からインスペクターの資格を持った専門家を派遣しても構わない。
政連 第三者評価は必要である。その基準を専門家から聞いた上で今後を生かしてはどうだろうか。

4 社会保険加入率

政連 厚生労働省のガイドラインと同時期に国土交通省も指針を出している。この指針には、社会保険について未加入であれば契約はできないと書いてある。東京都も徹底してほしい。また、必要な人数が加入しているかどうかについても調査してほしい。
政連 社会保険加入を必須条件にしても、落札者だけでも調べていくべきである。

5 その他

障がい者の雇用について意見が述べられ、議連からはさまざまな症状を持つ方の雇用を評価基準に入れることを検討中との発言があった。

厚労省、改正品確法に基づく「ガイドライン」を発表

厚生労働省は、改正品確法に基づく「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」を取りまとめ、6月10日付で各省庁の発注関係部局長、各都道府県知事、(公社)全国ビルメンテナンス協会などに通知した。ガイドラインは、「維持管理計画策定」「業務発注準備」「入札契約」「業務実施」「業務完了後」の各段階で国や地方公共団体等が留意すべき事項を規定。特に以下の点が注目される。技術等により業務の成果に相当の差異が生ずることが

ガイドラインの意義は、極めて大きい！

参議院議員

中川雅治



公共建築物の維持管理が改正品確法の適用対象となった事は画期的であります。本年1月改正品確法に基づく「発注関係事務の運用指針」が策定された事を踏まえ、この6月にビルメンテナンス業務固有の事項について厚労省でガ